

# 平成28年度 入札・契約制度の改善

(平成28年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

松山市公営企業局においては、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保を目的とし、従来から入札契約制度の改善に取り組んでおります。

こうした中、今回、以下のとおり、入札・契約制度を改善し、平成28年4月1日から実施します。

1. 工事の一般競争入札の取り扱いについて
2. 工事に係る委託業務の一般競争入札の試行について
3. 総合評価落札方式について
4. 工事における社会保険等の未加入対策について
5. 工事等の下請契約の取り扱いについて
6. 低入札対策について

# 1. 工事の一般競争入札の取り扱いについて

## 【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

### 工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額 1,000 万円以上）において、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

## 【2】工事成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

### （1）入札参加等の制限

#### 一般競争入札

平成 26 年度及び平成 27 年度に竣工した松山市公営企業局の工事成績において、2 ヶ年度の同種工事の工事成績平均点が 65 点未満の者においては、引き続き、設計金額 1,000 万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成 26 年 4 月 1 日以降に竣工した松山市公営企業局の工事で、同種工事の 65 点未満の工事成績は、施工実績と認めません。

### （2）配置予定技術者に対する制限

#### 一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています。が、平成 28 年度においても引き続き実施します。

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、平成 26 年 4 月 1 日以降に竣工した松山市公営企業局の工事で、同種工事の 65 点未満の工事成績の工事は、技術者経験と認めません。

## 【3】入札参加申請時の工事实績証明（CORINS の添付）の取り扱いについて

工事における一般競争入札において求める工事实績の証明は、請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満で平成 14 年 9 月 30 日以前に着工したもの以外は、引き続き、原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】平成28年4月1日から平成29年3月31日までの発注の場合		
平成13年4月1日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること		
金額区分		施工実績・従事経験を証する書類
請負金額が2,500万円以上（詳細コリンズの対象）		コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が500万円以上2,500万円未満（簡易コリンズの対象）	平成14年10月1日以降に着工	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。
	平成14年9月30日以前に着工	工事請負契約書（当初及び変更後）の写し及び工事概要が記載されている設計図書又は仕様書等の写し、発注者の施工証明書、図面等で竣工時の工事概要、請負金額がわかるものを添付。ただし、コリンズ登録をしているものについては、コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し等で竣工時の工事概要、請負金額がわかるものを添付。

#### 【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）の一般競争入札における配置予定技術者については、3ヶ月以上の継続雇用を求めています。平成28年度においても引き続き実施します。

#### 【5】一般競争入札における民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札において松山市公営企業局が求める工事施工実績は、公共工事に限定していますが、入札参加資格の弾力化を一層進めるとともに入札参加機会の拡大を図るため、平成23年4月1日以降発注の案件から民間事業者との請負契約（元請契約）による施工実績も認めることとしています。平成28年度においても引き続き実施します。

**対象工事：「建築一式工事」で設計金額3,000万円未満の工事案件**

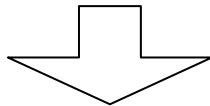
なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

## 2. 工事に係る委託業務の一般競争入札の試行について

これまで、工事に係る委託（建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関する調査等の委託業務）については全ての案件を指名競争入札で実施してきましたが、更に公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度の向上を図るため、一般競争入札を試行実施します。

### 改正前

入札方式	指名競争入札
対象案件	全案件
入札期間	約2週間



### 改正後

入札方式	指名競争入札	一般競争入札
対象案件	設計金額 2,000 万円未満	設計金額 2,000 万円以上
入札期間	約2週間	約3週間

※一般競争入札は、松山市公営企業局の競争入札参加者有資格者名簿に登録があり、対象案件ごとの参加要件を満たせば、入札に参加できます。

※一般競争入札は、対象案件ごとに参加要件を設定しますので、詳しくは案件ごとの公告文をご確認ください。

## 3. 総合評価落札方式について

「企業の施工能力」に関する評価項目の設定について、下記のとおり見直します。

【1】中長期的な担い手確保を促進するため、「若手技術者の雇用状況」の項目を新設し、満30歳未満の技術者を一人でも雇用していれば加点します。

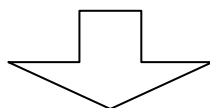
（複数人雇用していても加算点は同じです）

評価内容	評価基準	配点
若手技術者の雇用状況	若手技術者の雇用 有	1.0
	若手技術者の雇用 無	0.0

**【2】「ISOマネジメントシステムの取組み」の評価に加えて、中小企業向けの「エコアクション21」を取得した場合にも加点対象とします。**

**改正前**

評価内容	評価基準	配点
ISOマネジメントシステムの取組み	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	2.0～ 1.0
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	1.0～ 0.5
	どちらも取得していない	0.0



**改正後**

評価内容	評価基準	配点
ISOマネジメントシステムおよびエコアクション21の取組み	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	2.0～ 1.0
	<u>ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得</u>	<u>1.5～</u> <u>0.75</u>
	ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	1.0～ 0.5
	<u>エコアクション21のみを取得</u>	<u>0.5～</u> <u>0.25</u>
	どちらも取得していない	0.0

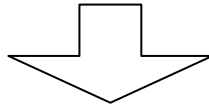
※配点については、工事の内容によって変更する場合がありますので、必ず個別の工事の入札説明書においてご確認ください。

## 4. 工事における社会保険等の未加入対策について

技能労働者の雇用環境の改善と公正な競争環境を図るため、社会保険等未加入対策として、平成27年4月1日より以下のとおり実施していますが、「**下請総額3,000万円以上（建築一式工事は4,500万円以上）**」の金額制限を撤廃し、**全ての工事を通報の対象とします。**

### 改正前

元請対策	未加入業者の入札参加を認めない
一次下請対策	未加入業者との下請契約が判明した場合は、元請業者に対し未加入業者の社会保険等の加入について指導するとともに、 <b>下請総額 3,000 万円以上（建築一式工事は 4,500 万円以上）の工事においては、建設業許可行政庁へ通報します。</b>



### 改正後

元請対策	未加入業者の入札参加を認めない（ <b>継続</b> ）
一次下請対策	未加入業者との下請契約が判明した場合は、元請業者に対し未加入業者の社会保険等の加入について指導するとともに、建設業許可行政庁等へ通報します。

## 5. 工事等の下請契約の取り扱いについて

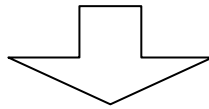
これまで、指名競争入札では、やむを得ない事情がある場合を除き、同一の入札に参加した他の業者（相指名業者）との下請契約を認めていませんでしたが、**指名競争入札においても相指名業者との下請契約を認めることとします。**

改正前		改正後	
一般競争入札	認める	一般競争入札	認める
指名競争入札	認めていない	指名競争入札	<b>認める</b>

## 6. 低入札対策について

工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せ防止のため、様々な低入札への対策を行ってきましたが、下記の**工事成績を基にした入札参加制限を撤廃**します。

改正前	前年4月1日から告示日前日までの間に竣工した工事で65点未満の工事成績を受けた者が、本年4月1日以降の対象工事で低入札価格調査を受けた後に落札した場合、竣工検査が終了するまでの間、 <u>同一業種への入札参加を認めない。</u>
-----	--



<b>改正後</b>	<b>撤廃</b>
------------	-----------

**\* 今回の制度改善に伴う要綱、要領及び入札参加者心得等については、平成28年4月1日から改正いたしますので、入札に参加される方は必ず確認し入札を行ってください。**

〒790-8571 松山市二番町四丁目4番地6

松山市公営企業局管理部契約管理課 (契約担当)

電 話 089-998-9826・9845

F A X 089-948-0335